

## 医療安全管理指針

当診療所では事故はいつでも起こりうることを前提にできる限りそれらを減らし最悪の事態を避けるため医療事故防止の体制を強化しています。

### 安全管理について

医療の安全・安心をさらに推進するためには、院内感染対策、医薬品・医療機器の安全使用を含めた医療安全管理体制の確立を組織として図ることが必要です。

当診療所は、医療安全管理委員会を定期開催し、医療安全管理の強化充実を図ります。

### 安全管理委員会の設置

医療安全管理対策を実施する医療安全管理委員会を設置し、医薬品、医療機器に安全管理責任者を各々選任し、その安全使用、管理体制の確立に努めます。また、院内感染の防止対策を行い推進します。

### 安全管理委員会の開催

委員会の開催は、毎月1回行い、また必要に応じ、臨時の委員会を開催します。

重大な問題が発生した場合には、医療安全管理委員会において速やかに発生原因を分析し、改善策の立案及び実施並びにスタッフへの周知を図ります。

### 職員研修

年2回の医療安全学習会において、情報共有した上で発生機序について学び、安全に対する知識を高めます。

また、新しい情報を入手した場合は適宜勉強会を行いスタッフの質の向上に努めます。

### 感染対策について

当診療所では感染対策の専門知識を持った医師、看護師、検査技師が協力して、感染制御チームを結成して院内感染対策の推進に努めています。

1. 患者様やご家族をはじめ診療所にかかわるすべての人達を感染から守るため、手指衛生を基本とした感染対策の向上を目指しています。
2. 抗菌薬を適正に使用し、耐性菌出現の抑制に努めています。
3. 院内感染が発生した場合は速やかに感染拡大を防止します。

4. インフルエンザやノロウイルスの感染症の流行時期には院内感染対策手引きに従い適切な消毒や対応、患者様にはマスクの着用、手洗いうがいの励行を呼びかけています。
5. 地域の医療施設とも連携し、地域の感染予防を推進します。